公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成29年２月22日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 29 年３月６日

岐阜地方法務局長　泉代　洋一

記

氏名　吉井　繁子

所属する土地家屋調査士会　岐阜県土地家屋調査士会

登録番号　岐阜第850号

事務所の所在地　岐阜市北一色10丁目８番１号

違反行為　会則違反等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エスアンドケイ投資顧問株式会社

２．住所　東京都中央区新川２－３－４新川田所ビル５階

３．代表者の氏名　代表取締役　大野　慎介

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第605号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年９月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 29 年３月６日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社

２．住所　東京都千代田区平河町２－16－１　平河町森タワー10階

３．代表者の氏名　代表取締役　辻　　貴史

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第840号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年９月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 29 年３月６日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マッコーリージャパン株式会社

２．住所　東京都千代田区紀尾井町４－１

３．代表者の氏名　代表取締役　辻本　　哲

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1073号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年９月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 29 年３月６日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社トレイダーズＬＡＢ．

２．住所　東京都中央区銀座６－６－１　銀座風月堂ビル３Ｆ

３．代表者の氏名　代表取締役　宮田　広紀

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2469号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年９月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 29 年３月６日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社クロスポイント・アドバイザーズ

２．住所　東京都港区麻布台２－４－５

３．代表者の氏名　代表取締役　桂木　明夫

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2504号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年９月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 29 年３月６日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アビリタスホスピタリティ株式会社

２．住所　東京都千代田区永田町２－４－２

３．代表者の氏名　代表取締役　佐々木文裕

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2520号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年９月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 29 年３月６日

関東財務局長　小野　　尚

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年３月６日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　処分をした年月日　平成29年２月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　カイテキ産業株式会社　長谷川寿弥　愛知県名古屋市中川区吉津一丁目2109番地　国土交通大臣許可（般―26）第25625号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）